

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-15<br>キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880</a>             |



135

西布先  
大務次官  
巨務次官  
人権課  
参領旅移

参北東経  
中西  
米長  
参北北保  
中  
参一  
参西東洋  
西東  
参近ア  
次総隊團万  
参資編  
参政技二  
同一型  
参参協規  
参政務科  
参社専  
内外

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

送番号(TA) 6372  
 69年 月 18日 22時 10分  
 69年 月 19日 12時 37分  
 ワシントン 本省 着  
 主管 米北

外務大臣 閣下 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (ジョンソン次官との会談)

第473号 極秘 至急

18日本使ジョンソン國務次官を往訪の際オキナワ問題につき要旨次の通り会談した。

1. 本使より、現地のゼネストが回遊されたもようを説明したところ、同次官は日本政府のご努力を深く感謝する旨述べた。
2. 本使より、B52移転問題については1月末ウシバ次官よりオズボーン代理大使に申し入れの次第があるが、なんらかのINDICATIONに接し得るやとたづねたところ、ジョンソン次官は、自分が東京で最後にご説明した以上に申し上げることは現在までのところなく、くり返して申し上げれば、米側としては決してオキナワにB52をこうきゆう的に駐留せしめる意図はないが、時期を明示して撤収をお約束することは現在のところまだ出来ないと述べた。
3. 労働組合布令につき本使より2月13日東京において同布令第10号の修正方を申し入れたので、好意的に検討

外務省

特  
極  
秘  
格

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ありたい旨要請したところ、同次官は右のお申し入れについては未だ承知していないが、もちろんじゆう分検討致すべしと述べ、同席のフィン日本部長は、米側としては3月1日までに各方面から提出されるOBSERVATIONが出そろった上で総合的に検討する方針なる旨説明した。

4. 先方の質問に答え、本使より日本国会の審議状況を説明し、与野党双方にオキナワ基地を本土なみとすべき旨の要求が強まりつつある旨、及びサンタペーパラ会議、日米議員会議における米側出席者が好意的な発言をされたので、ますます右要求は強まりつつある旨を述べた。

5. 本使より、貴次官東京出発前アイチ大臣との会談においてオキナワ基地は本土なみを原則とするが、国際情勢に応じざん定的に所要の例外を認めるとのラインまで話合いがにつきまらながら、貴下の離任のため話し合いが途切れたことをアイチ大臣は残念に思っておられるが、今後の問題はかかるMODUS VIVENDIの内容をいかにするやをさらににつめることに在ると考えられるところ、この話し合いをいつ、いかなるチャネルで継続することが米側にとって好都合であるかとたづねたのに対し、同次官はオズボーン代理大使は、本件話し合いを続けるじゆう分の権限

外務省

特  
極  
秘  
格

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

をさずけられており、東京で同代理大使を相手として話されるのもよく。また、当地で貴使とお話ししてもよく、かつ米側としてはいつでも話合いを開始する用意がある旨答えた。

(3)

(3)